

## 自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)

令和3年分確定申告から  
さらに広がる**自動入力**！



**注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。**

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。  
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携  
特設ページはこちら

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通じた医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。



**今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。**

# ～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

## STEP 1

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード  
の取得申請はこちら



## メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで  
各種証明書が  
取得できる

本人確認書類  
になる！

健康保険証と  
一体化予定  
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と  
一体化予定  
【令和6年度末】

## STEP 2

マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの  
開設はこちら



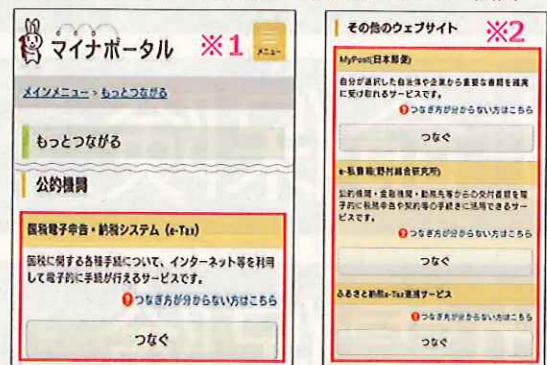
## STEP 3

マイナポータルの  
「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから  
マイナポータルとe-Tax (※1) 及び  
民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



## STEP 4

証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ(連携)設定

- ① 証明書等の発行元(例:ふるさと納税のポータル事業者等)がマイナポータル連携に対応していることと、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。  
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます(発行元が対応している場合)。  
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な  
証明書等発行元一覧はこちら



## STEP 5

確定申告書等を作成

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面

Q 提出方法を選択してください。

※マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告書に利用できます。詳細は以下のリンクからご確認ください。

> マイナポータルの利用について

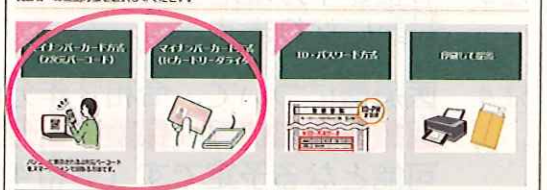
e-Tax (マイナンバーカード方式) ①

e-Tax (ID・パスワード方式) ②

自由

パソコン画面

提出書への提出方法を選択してください。



・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。  
・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。  
・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。